

函館市病院局物品購入に係る条件付き一般競争入札の試行に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、函館市病院局が物品購入に係る契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の方法を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象物品）

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる物品（以下「対象物品」という。）は、予定価格が150万円を超える医療機器（高度管理医療機器または管理医療機器もしくは一般医療機器で16桁の製造販売届出番号があるもの）とする。ただし、災害等により緊急に契約を締結する必要がある場合およびその他公営企業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた場合は、対象物品としないことができる。

（入札の公告）

第3条 条件付き一般競争入札を実施するときは、函館市病院局契約規程第6条の規定に基づき公告しなければならない。

（入札参加資格）

第4条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として、物品供給(医療器具・薬品)の業種に登録されていること。
- (2) 函館市病院局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）による、指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による、入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更

生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成25年4月1日施行）による入札参加制限に，対象物品に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に該当しないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか，対象物品ごとに定める入札参加資格を満たしていること。

（入札参加資格の認定申請）

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は，条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）に次に掲げる書類のうち指定したものを添付して管理者に申請し，当該入札の執行前に入札参加資格の認定を受けなければならない。ただし，管理者が入札参加資格の認定を入札後に行うと定めた場合は，当該入札の執行後に入札参加資格の認定を行うものとする。

(1) 高度管理医療機器等販売業許可証の写し

(2) 医療機器メーカー等が発行する，販売店・代理店・特約店等の証明書

(3) その他管理者が必要と認める書類

（入札参加資格の審査）

第6条 管理者は，前条の規定による申請があったときは，入札参加資格を審査し，その結果を次のいずれかにより申請者に通知しなければならない。

(1) 入札の執行前に入札参加資格の認定を受けるものについては，条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式2）により，通知するものとする。

(2) 入札の執行後に入札参加資格の認定を行うものについては，入札参加資格がないと認めた者に対し，前号で定めた通知書により通知するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は，前項の規定による通知があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例（平成

3 年函館市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。) 以内に、付された理由の説明を書面により管理者に求めることができる。

- 3 管理者は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めがあった日の翌日から起算して 5 日以内に入札参加資格に係る理由説明書(様式 3)により回答するものとする。

(入札参加資格の取消し)

第 7 条 管理者は、前条第 1 項第 1 号の規定による入札参加資格を認定した後に、入札参加有資格者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加有資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すると認められるとき。

(2) 提出された第 5 条の申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) 函館市病院局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく指名の停止を受けたとき。

(4) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

(入札の中止等)

第 8 条 管理者は、条件付き一般競争入札の入札を執行することが適当ではないと認めるときは、入札の執行を中止し、または延期することができる。

(設計図書等の閲覧等)

第 9 条 管理者は、対象物品に係る図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)を、第 3 条の規定による公告の日から入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

- 2 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、前項の閲覧期間中、管理者に対し、設計図書等閲覧申請書(様式 4)を提出することにより、設計図書等を閲覧することができる。

- 3 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、管理者に質問書（様式５）を提出することにより、設計図書等の内容について説明を求めることができる。
- 4 前項の質問書に係る質問回答書は、第１項の閲覧期間中、閲覧に供するものとする。
- 5 第３項の質問書の提出期間、提出先および提出方法等については、入札の公告に記載するものとする。

（現場説明会）

第10条 管理者は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、条件付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

様式 1

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

病院局長

様

(申請者)

住 所

商号または名称

代表者職氏名

年 月 日付けで入札公告のありました物品購入に係る条件付き一般競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請書および添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件 名

2 添付書類

- (1) 高度管理医療機器等販売業許可証の写し
- (2) 医療機器メーカー等が発行する販売店・代理店・特約店等の証明書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

注 この申請書には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長3号封筒を併せて提出すること。

様式 2

条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
病院局長

年 月 日付けで申請のありました物品購入に係る条件
付き一般競争入札参加資格について、次のとおり審査結果を通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
件 名	
入札参加資格の有無	有 ・ 無
入 札 参 加 資 格 が ない と 認 め た 理 由	

注 資格がないと通知された方は、管理者に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに函館市病院局
管理部経理課調度係へ、その旨を記載した書面を提出してください。

様式 3

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
病院局長

入札参加資格がないと認めた理由の説明について（回答）

年 月 日付けで申立てのありました函館市病院局が公告した
物品購入に係る条件付き一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明
は次のとおりです。

記

件 名	
入札参加資格がない と認めた理由の説明	

様式 4

設計図書等閲覧申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者

病院局長

様

申請業者名		
閲覧申請者	役職名等	
	氏 名	
	電話番号	

下記の件名について、設計図書等の閲覧を申請します。

件 名	
-----	--

- ※ 1. 申請にあたっては、確認のため、身分証明書等をお持ちください。
2. 閲覧する設計図書等の執務室外への持ち出しを禁止します。
3. 閲覧可能時間は、公告に記載した期間内の平日 9 時から 12 時、13 時から 17 時までです。

様式 5

質 問 書

函館市公営企業管理者

病院局長

様

住 所

商号または名称

代表者職氏名

電話・F A X 番号

質 問 書 の 提 出 に つ い て

下記の件名について，別紙のとおり質問します。

記

件 名

別紙

質 問 回 答 書

質問年月日 年 月 日

件 名	
質 問 事 項	回 答 事 項

回答年月日 年 月 日

